

令和5年11月30日

令和5年第4回貝塚市議会定例会会議事項

## 目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	57	手数料条例の一部を改正する条例制定の件	3
〃	58	貝塚市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件	3
〃	59	貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	4
〃	60	貝塚市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	7
〃	61	公の施設の指定管理者を指定する件	9
〃	62	令和4年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議決を求める件	9
〃	63	令和5年度貝塚市一般会計補正予算（第6号）の件	10
〃	64	令和5年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件	15
〃	65	令和5年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件	18
〃	66	令和5年度貝塚市病院事業会計補正予算（第3号）の件	21

議案第 57 号

手数料条例の一部を改正する条例制定の件  
手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。  
令和 5 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例  
手数料条例（昭和18年貝塚市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
別表第9法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。  
附 則  
この条例は、令和5年12月21日から施行する。

議案第 58 号

貝塚市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件  
貝塚市営住宅設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。  
令和 5 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市営住宅設置条例の一部を改正する条例  
貝塚市営住宅設置条例（昭和 39 年貝塚市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。  
別表中 「 

貝塚市営久保団地住宅	貝塚市久保 33 番地 1
------------	---------------

 」を  

貝塚市営久保団地住宅	貝塚市久保二丁目 1 番
	貝塚市久保二丁目 6 番
	貝塚市久保二丁目 12 番

 に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月30日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

貝塚市国民健康保険条例（昭和35年貝塚市条例第413号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「及び第20条の3」を「、第20条の3及び第20条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第13条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の6の2中「及び第20条の3」を「、第20条の3及び第20条の4」に改め、「(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)」を削り、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の7中「第20条」の次に「及び第20条の4」を加え、「(以下「介護納付金賦課総額」という。)」を削り、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「、若しくは」を「若しくは」に改め、「) となった」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え、「又は第15条の8」を「若しくは第15条の8」に改め、「第20条第1項各号」の次に「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第20条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「) 又は1世帯」を「) 若しくは1世帯」に、「日若しくは」を「若しくは」に、「日又は特例対象被保険者等となった」を「日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった」に改め、同条第2項中「又は第15条の8」を「若しくは第15条の8」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第20条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第20条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第20条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合(第5項に規定する場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の6の額を超える場合には、同条の額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の6」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の6の10」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の5第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の12」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の11第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の6の額を超える場合には、同条の額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5

項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の6」と「第15条の6」とあるのは「第15条の6の10」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の5第2項」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の12」と、第6項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の11第2項」と読み替えるものとする。

第21条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第21条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- （1）世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- （2）出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- （3）出産の予定日
- （4）単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1）出産の予定日を明らかにすることができる書類
- （2）多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- （3）出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第20条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 60 号

貝塚市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

貝塚市火災予防条例（昭和37年貝塚市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止装置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

第45条に次の1号を加える。

- (7) 工事を施工するための現場事務所等の設置

第47条の2の次に次の1条を加える。

(消防用設備等の設計の届出)

第47条の3 消防用設備等（令第7条に規定する消火器、簡易消火用具、非常警報器具及び誘導標識並びに令第36条の2第1項に規定する消防用設備等を除く。）の設置に係る工事をしようとする者は、あらかじめ、工事設計書を消防長に届け出なければならない。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

	気体	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
--	----	------	-----	---	--------	-----	-----	----	-----	--------------------------

厨房設備	燃料		据置型レンジ	21kw以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	80	0	—	0
				据置型レンジ	21kw以下	80	0	—	0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の貝塚市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。



議案第 6 1 号

公の施設の指定管理者を指定する件

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- 1 施設の名称 (1) 市民の森  
(2) 二色南緑地
- 2 指定する団体 大阪府貝塚市澤 665 番地 1  
二色ネクサスグループ  
代表企業 延生建設株式会社  
代表取締役 延生 康二
- 3 指定の期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 6 2 号

令和 4 年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議決を求める件

令和 4 年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金 1 億 5,194 万 9,362 円のうち 4,009 万 5,227 円を、令和 5 年度下水道事業会計において、次のとおり減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市下水道事業未処分利益剰余金処分明細

(単位 円)

	利 益 剰 余 金	
	減 債 積 立 金	未処分利益剰余金 (繰越利益剰余金)
令和 4 年度末残高	0	151,949,362
議会の議決による 令和 5 年度処分額	40,095,227	△40,095,227
処 分 後 残 高	40,095,227	111,854,135

議案第 63 号

令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 6 号）の件

令和 5 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 1 2, 3 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8, 3 1 7, 7 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		6,002,489	89,907	6,092,396
	1. 地方交付税	6,002,489	89,907	6,092,396
14. 国庫支出金		7,914,947	120,186	8,035,133
	1. 国庫負担金	6,146,057	111,520	6,257,577
	2. 国庫補助金	1,743,438	8,666	1,752,104
15. 府支出金		2,967,215	69,213	3,036,428
	1. 府負担金	2,207,998	55,760	2,263,758
	2. 府補助金	594,824	13,453	608,277
17. 寄附金		749,329	3,124	752,453
	1. 寄附金	749,329	3,124	752,453
18. 繰入金		2,046,187	2,300	2,048,487
	1. 基金繰入金	2,041,385	2,300	2,043,685
19. 繰越金		333,916	127,494	461,410
	1. 繰越金	333,916	127,494	461,410
20. 諸収入		692,656	100	692,756
	5. 雑入	255,145	100	255,245
歳 入 合 計		37,905,470	412,324	38,317,794

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,455,652	95,588	4,551,240
	1. 総務管理費	3,754,087	87,162	3,841,249
	2. 徴税費	308,910	3,190	312,100
	3. 戸籍住民基本台帳費	245,475	5,236	250,711
3. 民生費		17,323,331	311,388	17,634,719
	1. 社会福祉費	7,320,247	163,250	7,483,497
	2. 児童福祉費	6,813,957	148,138	6,962,095
4. 衛生費		4,679,329	5,348	4,684,677
	1. 保健衛生費	2,010,610	718	2,011,328
	3. 病院費	931,187	4,630	935,817
歳 出	合 計	37,905,470	412,324	38,317,794

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3. 民生費	2. 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定事業	4,403
9. 消防費	1. 消防費	防災行政無線（同報系）蓄電池交換事業	13,571

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
木島小学校給食棟屋根防水改修工事	令和5年度～令和6年度	6,512千円
総合体育館外壁改修工事	令和5年度～令和6年度	22,715千円

議案第 64 号

令和 5 年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 5 年度貝塚市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 0 2 7, 3 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		1,838,584	△140	1,838,444
	1. 国民健康保険料	1,838,584	△140	1,838,444
5. 府支出金		7,208,605	1,420	7,210,025
	1. 府補助金	7,208,605	1,420	7,210,025
6. 繰入金		958,378	140	958,518
	1. 他会計繰入金	958,378	140	958,518
歳入合計		10,025,882	1,420	10,027,302



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		181,733	1,420	183,153
	1. 総務管理費	96,707	1,320	98,027
	2. 徴収費	84,737	100	84,837
歳 出	合 計	10,025,882	1,420	10,027,302

議案第 65 号

令和 5 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の件

令和 5 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 8 4 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 9 8 1, 8 0 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,866,414	2,420	1,868,834
	2. 国庫補助金	497,391	2,420	499,811
7. 繰入金		1,436,692	2,420	1,439,112
	1. 一般会計繰入金	1,298,248	2,420	1,300,668
歳入合計		7,976,966	4,840	7,981,806

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		174,347	4,840	179,187
	1. 総務管理費	43,464	4,840	48,304
歳 出	合 計	7,976,966	4,840	7,981,806

議案第 66 号

令和 5 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 3 号）の件

第 1 条 令和 5 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度貝塚市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（3）主要な建設改良事業

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
医療機械器具及び備品	736,854千円	2,300千円	739,154千円

第 3 条 予算第 4 条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,175,718千円	2,300千円	1,178,018千円
第 3 項 他会計補助金	0千円	2,300千円	2,300千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,605,299千円	2,300千円	1,607,599千円
第 1 項 建設改良費	850,998千円	2,300千円	853,298千円

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（3）建設改良費	850,998千円	2,300千円	853,298千円

第 5 条 予算第 8 条中「医療消耗備品購入」を「医療消耗備品等購入」に、「653千円」を「2,953千円」に改める。

令和 5 年11月30日提出

貝塚市長 酒 井 了